

大口町地域安全パトロール協議会会則

(名称)

第1条 本会は、大口町地域安全パトロール協議会（以下「協議会」といいます。）といたします。

(目的)

第2条 本会は、本町における犯罪の抑制及び安全かつ安心なまちづくりに関する町民の自主的な活動の促進を図るため、協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とします。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、警察、行政及び関係諸団体の協力のもとに次の活動を行います。

- (1) 地域安全の知識の普及を目指します。
- (2) 地域安全パトロールに協力します。
- (3) 関係機関との連絡及び調整を行います。
- (4) その他目的達成に必要なことを実施します。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置きます。

会 長	1 人
副会長	1 人
理 事	若干名

- 2 会長、副会長及び理事は、前条の活動を行う登録団体の中から選びます。ただし、理事のうち1名は区長会の副会長の職に該当する者とします。
- 3 役員任期は、2年とします。ただし、前項ただし書の理事については、1年とします。
- 4 役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とします。

(任務)

第5条 会長は会務を総括します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- 3 理事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理します。

(会議)

第6条 本会の会議は次のとおりとします。

- (1) 登録団体代表者会
- (2) 役員会

(その他必要事項)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この会則は、平成16年8月1日からとします。

[平成18年10月13日 一部改正] [平成20年 6月12日 一部改正]

[平成24年 5月31日 一部改正]